

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当たる翌日がと日)

告

示

鳥取県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、赤崎町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤崎地区国主工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十五年七月七日現在の地番による。）

大字太一埴字東

大字太一埴字東瀧のうち一四の二、一六の一、一七、一八、一九の一、一九の二、一九の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇の三、一四の一、一四の二及び一六の一と一体をなす国有地以外の区域

解除予定の保安林の一部変更
保安施設地区予定地

大字太一埴字東
河原

大字太一埴字東河原のうち四三の二の一部以外の区域、
大字太一埴字東瀧一四の二、一六の一、一七、一八、一九
の一、一九の二、一九の五及びこれらと一体をなす国有地

並びに一〇の三、一四の一、一四の二及び一六の一と一体をなす国有地並びに大字太一垣字北田五三の一部及びこれらと一体をなす国有地

並びに一〇の三、一四の一、一四の二及び一六の一と一体をなす国有地並びに大字太一垣字北田五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇一、三〇三の三、三〇四、三〇五、三一三から三一五まで、三一八及び三一九と一体をなす国有地

大字太一垣字北田

大字太一垣字北田のうち五〇の一、五〇の二の一部、五一の一部、五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字太一垣字東河原四三の二の一部、大字太一垣字宮ノ北八八の一部、八九及びこれらと一体をなす国有地、大字太一垣字北烟九〇の一部、九一の一部、九二、九三の一部、一二二の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字光字土井園三一四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三一四、三一八、三三一から三三三まで及び三三五と一体をなす国有地の一部

大字太一垣字宮

大字太一垣字宮ノ北のうち八八の一部、八九及びこれらと一体をなす国有地並びに八八と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字太一垣字北田五〇の一、五〇の二の一部、五一の一部、五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字太一垣字北烟一一三の一部及びこれと一体をなす

大字太一垣字北

大字太一垣字北烟のうち九〇の一部、九一の一部、九二、九三の一部、一二二の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字太一垣字宮ノ北八八の一部及び八八と一体をなす国有地の一部並びに大字光字土井園三〇一の一、三〇一の二、三〇一、三〇五から三〇七ま

大字光字土井園

大字光字土井園のうち三〇一の一、三〇一の二、三〇一、三〇五から三〇七まで、三一、三一三から三一五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇一、三〇三の三、三〇四、三〇五、三一三から三一五まで、三一八、三一九、三三一から三三三まで及び三三五と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二十八号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 鴻 三

届出者の氏名	建 物 の 名 称	建 物 の 所 在 地
奥 田 廣	ハウジングランドいない	
鳥 取 駅 南 店	鳥 取 市 富 安 一 丁 目 五〇 の 一	

3 昭和56年1月20日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を昭和五十六年一月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月十一日付で境港市竹内町七〇八番地小波昇ほか十八人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（深田川地区農業用排水）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十一号

昭和五十五年十一月二十日付で岩美町から申請のあつた土地改良（本庄地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十二号

昭和五十五年十一月二十六日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（砂田地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月二十日

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平林鴻

—

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事
平
林
鴻

林鴻

総覽に供する書類

昭和十六年一月十一日午後二時四十分間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覧期間、の日の翌日から起算して二十五日以内に口頭又は書面にて出る。二三。

門道一卷之三

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

改良（光德東部地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果

適正と認めたので、土地改良法（昭和二十九年法律第二百九十五号）第四十一条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平林鴻

鳥取県告示第三十三号
昭和五十五年十月二十八日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（福
米地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めた
ので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五
項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第

鳥取県告示第三十四号

三 縦覽に供する場所
船岡町役場

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

5 昭和56年1月20日 火曜日 鳥 取 県 公 報

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十六年一月二十一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
名和町役場及び西伯郡名和町大字御来屋九九〇番地光徳土地改良区事務所
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第三十五号
昭和五十五年十一月十日付けで関金町から申請のあつた堀地区第一工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とおり告示する。
- 昭和五十六年一月二十日
鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一　縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十六年一月二十一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
関金町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第三十六号
昭和五十五年十二月十三日付けで鳥取市から申請のあつた高草地区第四工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とおり告示する。
- 昭和五十六年一月二十日
鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一　縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十六年一月二十一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤崎町から同町が行う土地改良事業に係る赤崎地区国主工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十八号

若桜町長から申請のあつた屋堂羅地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月十六日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取県告示第三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇嫁字北谷口七五六の七、字北谷南谷七五七の七三、七五七の七四（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安藏字西ヶ谷奥一〇九三の一九、一〇九三の一〇（
以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬

町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬
町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（
昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町大字中菅字龍山五七六の六（次の図に示す部分に限る。）、
字堀尾一三四七の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野
町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 道路用地とするため

鳥取県告示第四十三号
解除予定保安林を変更する旨の通知を受けたので、昭和五十五年八月鳥
取県告示第七百三十八号（解除予定の保安林について）の一部を次のよう

鳥取県告示第四十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（
昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町大字中菅字龍山五七六の六（次の図に示す部分に限る。）、

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三

に変更する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

一解除予定に係る保安林の所在場所中「三朝町大字福本字小林谷五五〇の一四、五五〇の一九、五五〇の二五（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）」を「三朝町大字福本字小林谷五五〇の一、五五〇の一四、五五〇の一九、五五〇の二五（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）」に改める。

鳥取県告示第四十四号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡用瀬町大字江波字田尻り七一四の一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採ができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」と「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）